

東北タイにおける共同耕作の形成原理

重 富 真 一*

The Mechanism of Forming Joint Farming in Northeast Thailand

Shin'ichi SHIGETOMI*

Many researchers on rural Northeast Thailand have found a kind of joint farming which is mostly formed by households of parents and children. This is considered as a cooperative action of close kin in order to maintain their productivity. However, no study has been made of why they adopt such a form of cooperation with each other. The author investigated every case of joint farming in a village in 1989 and categorized the reasons for joint farming. An interview survey of elderly villagers was also carried out to learn the characteristics of joint farming in the old days. The author has found that most cases of cooperation are formed to cope with economic conditions both inside and outside of the farm households. As a result, the reasons for joint farming are affected by the changing economic situation, especially the migration of the young labor force and the shortage of farmland. The new economic conditions have also affected the motivation of cooperation between parents and children. Many cases are formed in which parents utilize their land ownership to force their children to offer help with labor. The cooperation is now formed as an economic contract between individual economic units rather than as a communal unity of close kin.

はじめに

タイの農業生産は、ごく一部の工芸作物を除くと、そのほとんどが家族農業経営体によって担われている。まず経営管理の意思決定と基幹労働力の供給は、家族農業従事者に依存しており、恒常的賃労働者を使用する経営体は、全国平均で4%ほどしかない [Thailand 1989]。また土地に関して見ると、本稿が対象とする東北タイでは農地賃貸借がほとんど展開しておらず、借地面積は農地の2.3%を占めるにすぎない [ibid.]。このように統計による限り、個々の世帯がその所有する農地に家族労働力を投入して農業生産をおこなう生産体制が、東北タイでは一般的なように見える。

しかし実際には、複数の親族世帯によって土地と基幹労働力が内給されている経営体が存在する。これまでの研究は、この親族世帯間協同が東北タイ農家の再生産システムの中で、古く

* アジア経済研究所； Institute of Developing Economies, 42 Ichigaya Motomura-cho, Shinjuku-ku, Tokyo 162, Japan

から存在してきたことを示唆している [Lefferts 1974: 210-212; 武邑 1990: 236-257]。

上述の親族世帯間協同を生み出すシステムを、東北タイにおいていち早く見いだしたのは、水野浩一であった [水野 1981]。すなわち水野の調査村では、子供が結婚し独立した世帯を構えても、すぐさま農地相続を受けるのではなく、親との共同耕作がおこなわれるか、あるいは親から無地代で農地を委託されるという関係が続く。¹⁾ こうして親が農地の所有権を分割するまでは、親と子の世帯が経営の内給生産要素を提供し合う関係におかれる。この結合関係は、多くの場合親の死亡を契機として、農地所有権が子供世帯に相続されることで解消される [同上書: 88-101]。水野は、上述のような関係にある世帯群が同一の屋敷地内に立地することが多いことから、これを「屋敷地共住集団」と名づけた。しかし、あくまでも世帯の結合契機は、農業生産の協同関係にあるとされ [同上書: 109]、またこのような集団が家族周期に応じて形成・変化・消滅を繰り返すものと理解された。

この「屋敷地共住集団」概念は、その後、家族論として、あるいは集団内での経済関係をめぐって、新たな研究を生む契機となった。前者においては、「屋敷地共住集団」を構成する人々の結合関係を、どう理解するかという点に議論の中心がおかれた。ひとつには、人々の二者関係を重視し、集団ではなく二者関係の累積体として家族を理解しようという立場があった。²⁾ この立場は、親族の結合契機を農業生産に関するものに限定せず、生活面も含めた多様な協同関係の中に求める。一方には、あくまで農地や宅地の共有関係を結合契機として重視する立場があった。³⁾ すなわち土地の共有意識が、世帯を分けた人々を一つの家族として協同せしめるものと理解された。また集団内の経済関係に関しては、親族関係が農地をめぐる経済関係をどう規定しているのか、という点で議論がなされた。⁴⁾ そこでは、地代の形態や水準を指標にして、親族世帯間の相互扶助関係が明らかにされている。

このような見方の違いにもかかわらず、これまでの研究は「屋敷地共住集団」を、家族周期に対応して現れる親族世帯の協同的結合、と見る点で一致している。ところが、なぜ家族周期

- 1) 水野は「共同耕作」あるいは「共同経営」という用語を、本稿で用いるところの経営受委託を含むものとして用いている [水野 1981: 121]。ここではこの二者を区別して論じるために、「共同耕作」は親族世帯が共同で経営するもの（現地では「ヘットナムカン」と呼ばれる）に限定して用いる。
- 2) 例えば口羽・前田 [1980: 204] では、二者関係累積体 [坪内・前田 1977: 4] としての家族圏からタイ社会を分析する有効性がうたわれ、武邑 [1989: 259] は「屋敷地共住集団」を「世帯の経済生活上の困窮にかかわって現れる近親間互助の一形態」としている。
- 3) 竹内 [1985: 189] は、財産（特に土地）共有の観念が合同家族を再生産しているとする。また北原 [1985: 7] は屋敷地と耕地の親子間での未分割が複合家族たる屋敷地共住集団を維持しているとする。
- 4) 屋敷地共住集団内での土地所有利用関係について宮崎と田坂の論争があるが [宮崎 1984; 1987; 田坂 1986]、家族財産についての共有観念が親子・キョウダイ間にあるために、農地利用について相互扶助的な関係が成立している点では一致している。

のある段階で、共同耕作や経営受委託という特定の形をとって親と子の世帯が協同しなくてはならないのか、について考察が及ぶことはほとんどなかった。

武邑が指摘するように、水野自身は「屋敷地共住集団」を「親が子の経済的自立を援助する形の共同」として理解していたようである〔武邑 1990:316〕。このように共同の機能的意味を理解すれば、それが子供世帯の世帯分け直後の家族周期に形成されるとみるのは、当然のように思われる。例えば武邑は、共同耕作者の続柄と家族周期上の位置に加えて、共同の内容からも共同耕作を類型分けしたが、そこでも子供世帯が世帯分けして間もない家族周期の段階でおこるタイプを、「親世帯から別居独立した子世帯の経済的自立を援助するため」のものと理解している〔同上書:332〕。⁵⁾しかしそこで示された事例を見ると、共同耕作理由が明確に述べられている8ケースのうち、5ケースまでがむしろ子供の世帯が労働力の点で親世帯を援助していた〔同上書:319-325〕。つまり子供の世帯分け後という家族周期の段階においても、必ずしも親から子への援助という形にはならないことを、武邑の研究は示唆している。

このように東北タイの農家が「屋敷地共住集団」という形で協同する理由は、家族周期における特色からのみ説明できるものではない。「屋敷地共住集団」が農家の経営対応の一つである以上、そのような対応をもたらす要因は経済的なものにも求められねばなるまい。ここで経済的な要因とは、直接的には個々の農業経営体の内的条件（経営経済的条件）と経営体を取りまく社会経済的条件である。本稿では、なぜ東北タイの人々が親族世帯間で経営要素を結合する形で協同するのかを、もっぱらその経済的要因に注目して考察するものである。そして経済的要因は歴史的に規定されるから、「屋敷地共住集団」という協同の形態や形成原理にも、歴史性が現われるであろう。本稿では、東北タイ農村の伝統的協同組織である「屋敷地共住集団」にも、現代の経済的条件が反映し、その性格に変化がおきていることを、示したい。

すでに見たように「屋敷地共住集団」には、共同耕作と経営受委託の形があった。本稿では前者の共同耕作に限定して分析する。なおここで共同耕作とは、「独立した家計を営む親族の世帯が、耕種部門の経営について共同の意思決定をおこない、耕作の成果について共同でリスクを負う経営形態」と定義する。⁶⁾

以下では、まず筆者の調査村において、共同耕作がどのような規模で、またどのような形態で発生しているのかを概観する（Ⅰ）。次に、1989年時点で存在した共同耕作の事例について、それがいかなる理由から形成されたのかを検討する（Ⅱ）。そこで明らかにされるのは、農家が

5) このタイプは水野の把握した形態に一致する〔武邑 1990:332〕。なお、武邑の調査では、このタイプが17ケース紹介されているが、そのうち共同耕作をする理由が明瞭でないものが9ケースあった。

6) これに対して、経営受委託とは農地の経営権が一方（もっぱら子供）の世帯に委譲されているものを指す。

自己をとりまく経済環境への合理的経営対応として共同耕作という手段を選択しているということである。したがって共同耕作の形成原理には、1989年時点の農村経済の状況が反映している。それを確認するために、Ⅲでは同じ調査村において、かつての共同耕作がどのような条件で形成されていたのかを検討する。そして最後に(Ⅳ)、過去30年余の経済開発が、共同耕作の形成条件や協同参加者の結合契機にどのような変化をもたらしたのかを考えたい。

I 農家の家族サイクルと共同耕作

調査村のトン村(Ban Thon)は、東北タイの中心的都市コンケン市から、国道2号線を約16キロ北上し、さらに東へ2キロほど入ったところにある。⁷⁾ 行政的にはコンケン県ムアン郡ノントン区(Tambon Nonthon, Amphoe Muang, Changwat Khon Kaen)に属する行政村である。1989年3月時点の総戸数は318戸であり、かなり人口の大きな村といえよう。コンケン市から20キロに満たない距離にあるとはいえ、当時は市内での就業機会は限られていたから、そこで働くものは少数であった。村の周囲で得られる就業機会は、もっぱら農業及び非農業の日雇い労働である。したがって安定的な賃労働機会を求めて、主に10-20歳代の青年は首都バンコクに出稼ぎすることが多く、また男子の場合には30歳代になっても国外を含めて出稼ぎするケースがある。トン村の農地は、天水田(全耕地の32.7%)、灌漑田(24.8%)、畑地(39.0%)、菜園地(2.5%)、養魚池(1.0%)に区分される。灌漑は1969年から可能になり、現在灌漑田では雨期に稲、乾期には主に大豆が作付けられる。

1989年3月におこなった全戸調査によると、総戸数318戸のうち、自家の所有する農地と労働力のみで農業経営を営む農家は、52戸に過ぎない。逆に227戸は、直系親族ないしキョウダイ(以下「近親世帯」と呼ぶ)の間で何らかの形の農地所有利用関係を結んでいた。このうち共同耕作だけをとりあげると、77戸がこれに関わっている。⁸⁾ つまりトン村では、世帯の約7割が近親世帯間で農地利用の協同関係を結び、また4分の1が共同耕作をしていることになる。このように共同耕作は、トン村の農家の少なからぬ農家が採用する経営形態であるといえよう。

先述のように、共同耕作や経営受委託は、農地の権利が親から子供に委譲される過程で生じる。この過程は、実際には地片ごとになされるから、子供世帯の経営農地の中に、共同耕作地、経営受託地、所有地のいずれか二つ以上が同時に存在する場合がある。そこで、子供の世帯が

7) トン村の状況について詳しくは、重富[1995]を参照のこと。

8) 実際の戸数は80戸であるが、そのうち3戸は親の屋敷地に世帯を構えた娘が、離婚して食事もほとんど親の世帯と一緒にしている。したがってこれは親の世帯から家計が分離していないものとみて、共同耕作としなかった。

表1 トン村世帯の直系親族世帯間農地所有利用関係の類型と世帯数

類型	類型分けの基準 ¹⁾			世帯主の年齢による世帯数分布					合計
	共同耕作	経営受託	所有地	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上	
I	○	×	×	5	10	1	0	0	16
II	○	○	×	5	7	4	2	0	18
III	○	○	○	1	3	2	0	0	6
IV	○	×	○	0	0	2	0	3	5
V	×	○	×	5	19	12	3	2	41
VI	×	○	○	1	15	11	7	7	41
VII	×	×	○	2	20	33	47	66	168
VIII	×	×	×	2	6	4	5	3	20
合計				21	80	69	64	81	315 ²⁾

注1) ○×はその農地所有利用関係の有無を示す。例えば類型Iは、共同耕作はあるが、親から農地の委託も、所有権も受けていないタイプ。

2) 家屋は分けたが家計が同一と思われる3ケースを除いた。

農地の利用権、所有権を獲得していく程度に準じて、農地の所有利用関係を細分類し、世帯主の年齢分布を見たのが表1である（但し祖父母と孫の間で農地所有利用関係をもつケースを含む）。

この表によると、親の農地での共同耕作のみをおこなう世帯に比べ、一部に委託を受け、更に所有権を持つ世帯の方が、世帯主の年齢分布が高いことがわかる。例えば共同耕作地しかない子供の世帯（類型I）16戸のうち、15戸までが30歳代未満であるのに対し、経営受託地のみを有している世帯（類型V）では、41戸のうち40歳代以上が17戸あった。更に所有地のみ世帯（類型VII）では、50-60歳代以上が3分の2を占める。また共同耕作地のある類型（類型IからIVまで）を他の類型と比較すると、世帯主の年齢が相対的に若い。このように、家族周期にしたがって次第に共同耕作から経営受託へ、更に自作へ、というこれまでの理解は、この村でも基本的にあてはまる。

しかし同時に、同じく30歳代でありながら、共同耕作のみの世帯もあれば、農業経営をすべて委託されているもの、あるいは所有権もすべて有しているものもある。あるいは、共同耕作をする世帯の中には、世帯主が40歳代以上になっているものが14もある。このようにしてみると、単に家族周期や親の子に対する援助というだけでは説明できないケースが、存在しているように思われる。そこで次章では、共同耕作がいかなる理由から形成されたのかを、事例ごとに検討したい。

II 共同耕作の形成理由

前章の表1に示したように、トン村において直系親族の所有地で共同耕作をする世帯は45戸あった。そのうち複数の子供世帯が同じ農地で共同している場合と、親子各々の世帯が所有

地を提供しあっている場合に生じる重複を除き、⁹⁾ キョウダイ間の共同耕作事例を加えると、トン村での近親世帯間の共同耕作は合計 36 ケースになる。共同耕作の当事者による説明にしたがって、形成理由を分類すると以下の通りであった（〔 〕内はケース数）。

A：親の世帯に家族労働力の不足が生じた [16]。B：子供の世帯に労働力不足が生じた [3]。C：農地相続が保留状況にあり、分割できない [4]。D：農地の不足で分割できない [1]。E：農地の購入にともない、子供にも支払いを共同負担させるため [2]。F：収入面で近親の世帯を扶助するため [4]。G：世帯分けした子供世帯にまだ経営能力がない [5]。H：理由不明 [1]。紙幅が限られているため、各ケースについての必要最小限の情報は末尾の付表にまとめ、以下ではそれぞれの種類の典型的なケースについて解説をおこなう。

A. 親の世帯に家族労働力の不足が発生しているケース

親の世帯で労働力の不足がおきるような事態を引き起こした原因の主なものは、次の三つである。一つは子供の労働力が農外に（そしてしばしば村外に）流出する傾向が強まったこと。二つは、結婚・同居した子供夫婦が、他のキョウダイの結婚・同居を待たずに世帯分けしてしまう傾向が出てきたこと。そして三つ目は、同居している子供（特に労働力として期待される青年男子）に、農業労働に対する忌避感が起きていること、である。

まず主に第 1 の理由から共同耕作が形成された典型例として、A-1（付表中のケース番号）があげられる。世帯番号 No. 10 には 10 人の子供があり、そのうち 7 人が娘であった。ところが第 1 女と第 2 女は結婚前にバンコクへ出て、家庭もバンコクに持った。第 3 女は村で結婚し、1 年の同居後、村内に世帯分けした (No. 119/1)。第 4 女は他村の夫方の父母と同居し、第 5 女はこれもまたバンコクへ出たきりである。第 6 女は結婚後同居せずコンケン市に住む。第 7 女はトン村に居住するが、夫方の両親と同居した。男子のうち 2 人はトン村内に住んでいるが、いずれも妻方の親と同居した。こうして No. 10 の場合、7 人の娘のうち 4 人までが都市部に流出したため、世帯内に娘とその夫の労働力を継続的に確保できなかった。そこで村内に世帯分けした娘と耕作を共同でおこなっている。ただし、この娘の夫も政府機関に雇われており、農業労働力に不足があるため、トン村に住む息子の世帯 1 戸が共同耕作に加わっている。

第 2 の理由の典型例は、次の A-2 であろう。No. 132 には 3 人の娘がいたが、長女は 20 歳で結婚すると 1 年で世帯分けしてしまった。そのため親の世帯には親と未婚の娘 2 人が残るのみとなり、労働力不足となったのである。もちろん、親は屋敷地を与えないことで、子供の性急な世帯分けをある程度抑えることができるが、この例の場合、娘夫婦は夫の親の屋敷地内に自分たちの住居を建ててしまった。

9) これは付表の A-13 のケースである。

次章で詳しくみるように、かつて調査村では、親と同居する子供夫婦は、別の子供が結婚・同居するまで同居を続けるべきである、という規範意識があった。A-2のようなケースは、この規範が崩れてきていることを示している。

第3の理由から労働力不足が起きた例としては、次のA-3のケースがあげられる。No. 116は55ライ（1ライは0.16 ha）の農地を所有する大規模農家であるが、9人の子供のうち長女が結婚して世帯分けした時点では、長男、次男が農業労働をおこなっていたため、長女は世帯分けと同時に農地の分与を受け、共同耕作をおこなう必要はなかった。ところが、長男が他出し、次に次男が結婚して村内に家を構えると、残った6人の未婚の子供たち（うち15歳以上の男子3人）の中に農業に意欲のある者がなく、親の世帯は労働力不足に陥ったのであった。そこで次男の世帯には農地を分けず、共同耕作をおこなっている。

複数の要因が重なって、親の世帯での労働力不足をもたらしているケースもある。例えば事例A-4の場合、No. 160には9人の子供がいたが、そのうち第1女は結婚後3-4年間親と同居し、第2女の結婚を機会に世帯分けした。第2女も第3女の結婚を機に、第3女も第4女（No. 264）の結婚で世帯分けしている。これら3人の娘は、いずれも世帯分けと同時に親から農地の分与を受け、共同耕作を経験していない。ところが第4女が結婚後4年間親と同居してから自分の世帯をつくったときには、第5女はバンコクで働いていた。1989年の調査時点では、No. 160の世帯にはまだ2人の息子がいたが、そのうち1人は近在の工場に勤務していたし、農業労働力としてたよれるのは30歳の息子のみであった（しかし息子は婚出することを予想しなくてはならない。実際2人の息子はまもなく結婚・他出した）。そのため親は第4女には農地を分与せず、共同耕作を開始したのである。つまり、この親の世帯では、子供の労働力が農外に流出し、かつ同居していた子供が妹の同居を待たずに世帯分けする、という状況が発生したために労働力不足がおこり、共同耕作という対応をとらざるを得なかったのである。

また事例A-5のNo. 86には4人の子供がいたが、長女が同居1年で村内に世帯分けした時、未婚の第2子（娘）はバンコクへ行き、第3子（息子）がその後婚出した。後に残っている末息子は農業に興味を示さず、村内の精米所で働いている。こうしてこの世帯では、結婚した娘の早い世帯分け、次の娘の村外流出、更に同居する息子の農業労働忌避という要因が重なり、労働力不足に陥った。そこで世帯分けした長女の世帯と、共同耕作をおこなっている。

このように、A型の共同耕作は、労働力不足に直面した親世帯が、村内に世帯分けした子供から労働力を引き出す手段として用いられている。そのような意識が明瞭に語られた事例として、次のA-6を見よう。

No. 25には9人の子供がいたが、存命中の6人のうち3人は他出、2人は村内に世帯を持ち、残り1人は結婚したばかりで親と同居している。また死亡した子供の息子（13歳）が同居している。66歳の父親（目が不自由なため農作業はできない）は、まだ子供に分与していない

27 ライの天水田を、在村の子供 2 世帯と共同で耕作しているが、もしこの農地を分与してしまうと、子供たちが自分の面倒を見なくなると恐れていた。この共同耕作は、もし先に結婚した子供の 1 人が父親と同居を続けていればおきなかったであろう。父親は子供の扶養行為を引き出すための誘因として、最後の未分与耕地を利用している（付表の事例 A-12 でも同様の判断が働いているように思われる）。

これら以外にも、たまたま同居していた娘の夫が死亡あるいは離婚したという事情から労働力不足が発生した例も見られる（A の 13 から 16）。しかし、親の世帯での労働力不足の原因は、社会経済的条件の変化によってもたらされた農家労働力の農外、村外への流出や、若い世代の意識変化（早期世帯分け志向や農業労働忌避）といったところに求められる場合の方が、圧倒的に多いのである（A の 1 から 12）。

B. 子供の世帯での労働力不足

一方、子供の世帯の労働力不足はどのような原因によって引き起こされているのであろうか。これは 3 ケースしか存在しなかったが、うち 2 ケース（B-1, B-2）は夫がコンケン市や他の県で働いており、もう 1 ケース（B-3）は子供の世帯が雑貨店を経営していて、農業労働力に不足が生じたというものであった。ここでも農外就業が労働力不足発生の基本要因となっている。

C. 農地の分割相続が保留状況にある

上述の A および B のタイプの共同耕作は、主に家族労働力の面での変化からもたらされたものであった。しかし、トン村をとりまく環境変化は、土地の面でも共同耕作の新たな形成要因を持ち込むことになった。すなわち、共同耕作をおこなう農家世帯の中に、農地の希少化が契機となって共同耕作をおこなっている事例が見られた。その一つの現れが、農地分与とそれに続くであろう相続をめぐる近親間の利害対立ゆえに、分割を保留し共同耕作をおこなっているというものである。その典型例として事例 C-1 をとりあげる。

No. 52 の Sim と Saa 夫婦には 10 人の子供があるが、農地は娘（6 人）にのみ相続するつもりでいる。このうちトン村在住の長女にはすでに農地を分与してあり、残り 21 ライの天水田が 1989 年 3 月時点では、トン村に住む娘 2 人の世帯（No. 75, 234）と共同で耕作されていた。残り 3 人のうち 1 人は結婚して親と同居中。もう 1 人はトン村内に住むが何故かこの共同耕作に加わっていない。残りの 1 人はバンコクに出たきりで、音信不通であった。もしこの農地を、まだ農地を分与されていない娘に均等に分けることになれば、現在共同耕作に参加している娘世帯の取り分は当然減ることになる。例えばこの共同耕作において恐らく最も多くの労働力を投入している No. 75 は、現在収穫の 4 割弱を得ているが、それが 4 分割されると 25% に取り

分が減ってしまう。しかも親は、バンコクに出た娘にも分与をあたえなくてはならないと考えていた（おそらく戻ってきて相続を主張した場合のトラブルを回避するためであろう）。そうすると5分割されることもありうる。そのため農地の分与をめぐるキョウダイ間で思惑の違いが生じていた。それを感じていた老夫婦は、農地分与方法の決定を引き延ばし、共同耕作のままにおいたのだった。しかし夫婦は筆者の調査後まもなく、ついに決断を下した。¹⁰⁾ それはこの土地を5分割し、No. 75にはバンコクへ行っている娘の分も耕作させるというものであった。こうしてNo. 75は以前とほぼ同量の取り分を確保できたのである。

農地を分割したことでNo. 52の共同耕作は終了したのであるが、この共同耕作が続けられていたのは労働力の問題というよりも、希少資源となった農地の分与上の困難が原因であった。このような問題があるときに、農地を共同耕作の下において、特定の子供に占有意識が生じないようにするということは、次の事例（C-2）にも見いだせる。

No. 137のSiiは同居していた長女と24ライの天水田を耕作していたのだが、この長女が死亡し孫娘にあたるNangmai夫婦が耕作を続けていた。しかしこのNangmai夫婦も死亡して、Siiと同居するのは8歳のひ孫と目の不自由な第4女Kongのみであった。したがって24ライの耕作に必要な家族労働力が不足しているわけであるが、この土地を管理するためにSiiはトン村在住の子供世帯（No. 71/1, 139, 196）とKongの娘世帯（No. 314）の4世帯に共同耕作をさせている。Siiによれば24ライはひ孫とKong、そして南タイに居住している第5女Khammiの3人に分け与えられるべきものである。つまり耕作者と相続予定者が全く一致していない。Siiはこの24ライの分割についてもめごとが起きるのをおそれて、共同耕作という形で農地を管理しているという。

同様の状況は残りの2ケースにも見いだすことができる。No. 91の場合（事例C-3）は、相続の対象外と思われていた息子が突然帰郷して農地相続を要求したために、農地の分割方法をめぐって合意ができず、とりあえず共同耕作にしているのである。¹¹⁾ またNo. 77のケース（事例C-4）では、農地の所有者である親が分与方法を決定していないため、その農地を経営している子供は（No. 77に同居）、すでに世帯分けした孫（No. 327）へ分与するわけにもいかず、この2世帯での共同耕作をおこなっている。

一度農地を分与してしまうと、たとえ所有権を与えていなくても、耕作者から農地を再び取り上げて配分し直すことには抵抗がともなう。そこで、分配方法のはっきりしない農地につい

10) 農地の共同所有者になっているSaaが重い病気になったので、Saaの生前に分割しようと考えたのであろう。農地分割のための測量時には、病気を押して田まで出てきたSaaが、杖をついて畦に立ち、分割を見守った。その後間もなく、Saaはこの世を去った。

11) この息子は健康上の理由から農業労働ができず、土地を受け取ってもそれを生産的に利用するとは思えない。にもかかわらず、所有権は確保しようとしている。

では、とりあえず共同耕作にしておく、という判断がなされているようだ。地価が上昇し、農地を所有すること自体が価値をもつようになった現在では、親がそれをどのように分割するかが、子供たちの経済的基盤を決定する。それだけ農地分与をめぐる利害対立から、分与の保留にともなう共同耕作が起りやすい条件ができてきているといえよう。

D. 農地の不足のため分割方法を決定できない

農地の絶対面積が小さいので分けられない、ということを経営の理由にあげたのは1例のみであった。この世帯は5ライの灌漑田と6ライの畑地しか持たず、3人の娘に対する分与方法を決めていない。長女は結婚して世帯分けしたので、この長女世帯との共同耕作になっている。親の世帯には次女とその夫が同居しているから、労働力不足は考えにくい。また、分与の上で何らかの利害対立があるのかも不明である。

E. 農地の購入にともなう支払い義務の共同負担

このケースでは、最近農地を追加的に購入したが、その支払いが済んでおらず、将来その農地の一部を相続するであろう子供の世帯と共同耕作して、余剰を支払いに充てている。親は、もし子供に分与してしまうと子供の世帯が支払いに協力するかどうか分からないと判断し、共同耕作をおこなっている。この類型にあてはまる二つのケースでは、それぞれもとの所有水田面積が4ライ、5ライと少なく、Dの事例と同様の問題を抱えていたため、追加購入に至ったのであろう。

F. 収入面での近親の扶助

何らかの事情で所得に不足をきたした近親世帯の扶助を、共同耕作形成の理由としてあげたケースがあった。そのすべてが、数年続きの旱魃がきっかけとなっていた。すなわち、すでに子供に分与していた天水田が旱魃のため収穫不能になったため、親やキョウダイが経営している別の農地（例えば灌漑田）で共同耕作させることにより、収穫の一部をとらせるのである。例えばF-2では、すでに天水田の分与を受けていた娘世帯（2世帯）が旱魃のため十分な収穫を得られなかったため、親が他の娘に分ける予定の灌漑田を共同耕作に供している。¹²⁾ またこの姉妹の天水田は隣り合わせにあるが、旱魃のため土地の低い部分しか水がない状況になっていた。そこで水のある部分を使って姉妹は共同耕作をおこない、収穫を分けあっている。ただしこの天水田の共同耕作は、雨の十分に降った1989年作ではおこなわれなかった。

12) ただし、この世帯の場合、同居している娘の夫がつい最近まで中東に出稼ぎにいたり、息子がバンコクで働いているため、労働力不足という事情もある。

G. 世帯分けした子供世帯にまだ経営能力がない

この類型は子供夫婦が、世帯分け後間もないために、農地分与がまだ行われていないというものである。子供の世帯に経営能力がないことを共同耕作の理由にあげた親もあった。このタイプこそ、これまでの研究で指摘されてきたものであろうが、いずれもまもなく分割するとしており、極めて短期的、一時的な性格を持っているようである。

以上に掲げたトン村世帯の共同耕作は、いずれも近親世帯の農業経営体としての再生産に何らかの経済的困難が発生したために形成されている。そのような経営経済上の問題をもたらした要因の中には、トン村をとりまく社会経済的条件の変化によるものもかなりあった。

例えばAの1から12のケースやBのケースは、子供の労働力が農外に流出していたり、同居に関する規範意識が変質したことなどによって形成されたものである。このような農外就業機会は、工業化の進展によって、とりわけこの20年ほどの間に拡大したのだった。しかもそれはバンコクに集中し、主に未婚の10-20歳代の労働力を大量に吸収した〔重富1995〕。その結果、トン村においても、基幹的農業労働力の供給体制に乱れが生じる世帯が多く現れた。

あるいはC, D, Eのケースでは、土地の希少性が高まったことから共同耕作が形成されている。土地の希少化は、人口増大の他に、市場向け農業生産が拡大した結果もたらされたものである。すなわちトン村では1960年代後半以降に、ケナフやキャッサバといった商品作物が急速に普及し、それが村周辺の未開墾地をほぼ消失させた〔同上書:183-185〕。

このように経済開発にともなう社会経済的条件の変化が、共同耕作の形成条件に影響を与えている事例は、合計22ケースにのぼる。その一方で、Aの13から16までのケースや、F, Gなどのように、経済開発による環境変化と直接関係なく引き起こされた共同耕作もあるが、その数は13ケースにとどまっている。

トン村をとりまく新たな経済的条件は、近親世帯を共同耕作に結び付ける条件にも影響を及ぼしている。例えばA-6のケースでは、親はもし農地の経営権を子供に分け与えると、子供からの扶助を得られないとすら感じている。これはやや極端な例としても、AやEのケースに共通するのは、親子の精神的紐帯に依拠するのみでは、子供からの協力は十分引き出せないという意識である。個別経済の私経済性を親族世帯全体の再生産に優先させる状況が、現れてきていることの反映であろう。

一方、子供の世帯にとっては、農地の開墾による取得可能性が消失し、地価が上昇して購入も容易ではなくなった状況がある。また農外就業機会も、トン村に世帯をかまえる以上、低賃金で不安定なものでしかない。バンコクの就業機会も、長期的に安定した雇用を保障するものでないことが多い。1989年時点でのトン村では、子供の世帯にとって農地の確保は、経済的再生産を確保する上で未だ不可欠の条件であった。子供としては、できるならば独立の経営権を

得たいと思っているが、親が分与してくれない以上、親との共同耕作に参加せざるをえない。こうして、親は農地という物的要素を梃子として、子供を共同耕作という協同組織に結び付けねばならないし、またそれが可能となったのである。

Ⅲ 過去における共同耕作の発生状況と形成理由

前章では共同耕作の多くが、現在のトン村をとりまく社会経済的条件に規定されて発生していることを見た。その社会経済的条件とは、過去30年間の経済開発の過程で形成されてきたものである。とすれば、かつての共同耕作はその形成理由において、現在とは異なった特色を持っていたのではなからうか。しかし、当時の記録は存在しないので、村人からの聞き取りによって、農地の権利委譲がどのようになされていたかを検討する。その際、なるべく古い時代の状況を知るために、1989年時点で60歳以上の人を対象にして、聞き取り調査をおこなった。

1989年のトン村の全戸調査で把握した60歳以上の村人126人のうち、わずかでも聞き取りができたのは62人である。事例の数を増やすため、調査では回答者のキョウダイも含めて共同耕作の有無を聞いた。したがって、直接の回答者は60歳以上でも、そのキョウダイの中にはより若い人もいたので、得られた情報は、必ずしも30年前のものばかりとはいえない。62人の回答者のうちキョウダイ関係にある回答者の重複を除くと、有効な回答の得られたキョウダイは50組で、キョウダイの人数は241人。そのうち世帯分けをしたのは229人（女性は97人）であった。

さて世帯分けをした子供のうち、娘に限ってみると、97人中9人しか共同耕作を経験していなかった。逆に、世帯分けと同時に農地分与を受けたという者は49人確認できた。¹³⁾ このように量的にみると、世帯分けに際して少なくとも農地の利用権を分け与える場合の方が一般的であって、共同耕作という形態をとるのはむしろ少ないことがわかる。

では共同耕作をおこなった世帯は、どのような事情からそのような経営対応をとったのであろうか。共同耕作をおこなったというキョウダイのいた全事例（女子9例、男子2例）について、その理由を整理すると次の3点になる。一つは同居していた子供夫婦が世帯を分ける時に、別の子供夫婦が新たに同居せず、親の世帯で労働力不足が生じたというもの（3ケース）。第2は、親と同居した子供ないしその配偶者が農業に従事しなかったり、死亡するなどのため親の世帯に労働力不足が生じたというもの（7ケース）。第3は子供の世帯で労働力不足が生じたもの（1ケース）である。

まず第1の理由であるが、すでに結婚・同居している子供と、次に結婚して同居するはずの

13) 残りは、農地の分与が無かった者；12人、不明；27人であった。

子供との年齢が離れていたり、次の子供の結婚・同居が何らかの理由で遅かったために形成された事例がこれにあたる。

例えば、No. 76 の Thongsai (61 歳、以下年齢は 1989 年調査時のもの) の場合、すぐ下のキョウダイたちは 3 人続けて男であり、Thongsai が 7 年間同居のすえ世帯分けした時点で、妹の Kham (49 歳) はまだ結婚していなかった。そのため耕作は親との共同を続けた。その後 Kham が結婚し親と同居したが、Kham の配偶者は灌漑局で雇われていて、あまり農業に従事しなかった。したがって親の世帯では労働力不足が続き、その間 Thongsai は親との共同耕作を続けた。そして Kham の夫が灌漑局をやめた時点で、この共同耕作は解消されている。他の 2 ケースでも、世帯分けした子供の年齢と次に結婚し同居すると期待された子供の年齢差が、7 歳、12 歳と大きかった。

かつてこの村では、親と同居している子供夫婦は、代わりに結婚・同居するキョウダイが現れるまで、同居を続けることが規範とされていた。実際、聞き取った中でも、妹との年齢差が大きかったり、妹の結婚が遅かったために 10 年以上の長期にわたり結婚後の同居を続けた娘が 12 人いた。これらのケースの場合、次に親と同居した妹との年齢差は、最大 22 歳、最小で 7 歳であった。またすぐ下の妹との間に弟が 2 人以上あった例が 7 ケースあった。したがってこのような規範意識は、共同耕作の発生を抑制する要素として働いたであろう。それでも何らかの事情から同居を続けられなかったのが、上記の 3 ケースであろう。

第 2 の理由に該当する事例は、結婚・同居した娘の夫が農業にあまり従事しなかったり、死亡などで労働力にならなかったというものである。例えば No. 160 の Kong (63 歳) は、妹 Wan の結婚で親の世帯から世帯分けした。ところが Wan の夫は「やくざ者」(nak leng) であり、農業に従事しなかった。そのため Kong は、Wan の下の妹 Wanthong が結婚し親と同居するようになるまで、共同耕作を続けた。Wanthong の方は 2 年同居したが、その妹 Samrong の結婚で世帯分けし、ただちに親から経営農地を与えられている。

この他に、やはり娘の夫が「やくざ者」であったり、マリファナ中毒であったという理由で、親の世帯に労働力不足が起きた例が 2 ケースあった。また娘の夫が公務員であったため基幹的農業労働力とならなかった例が 1 ケースあった。残りの 3 ケースは、いずれも同居中の娘の夫がいなくなったり、死亡したというものである。例えば No. 23 のキョウダイでは、長女の Sim が 10 年以上親と同居した後、妹の Khiao の結婚と同時に世帯分け。10 ライ以上の農地を与えられ、親とは別々の経営をおこなっていた。ところが Khiao は子供を 1 人生んだ後死亡し、その夫は家から出てしまった。そこで Sim は親の世帯と共同耕作を始めたのである。数年後、Khiao の下の Joi (64 歳) が結婚すると Sim は共同耕作をやめている。

以上の 2 類型 (10 ケース) はいずれも親の世帯で家族労働力の不足が発生したものであるが、残りの 1 ケースは子供世帯での労働力不足が原因となっている。No. 125 の Haem (62 歳)

が結婚したとき、姉の Laa は世帯分けし、農地も親から受け取って独立の経営をおこなっていた。ところが、Laa が病気になりその世帯は労働力不足となった。そこで Haem 夫婦が同居する親の世帯は、Laa との共同耕作をおこなった。その後 Laa が死亡すると、その夫は再婚して他村に移住したので、共同耕作を解消した。

このように、トン村において 30 年ほど前に発生していた共同耕作のいずれもが、親または子供の世帯での労働力不足が原因であった。このことから、ただちにかつての共同耕作は、前章の A あるいは B タイプのみであったと結論するのは早計であろう。早魃などの事態によって緊急避難的に短期間の共同耕作があっても、このような短期的なものは記憶されていない可能性があるからだ。しかし少なくともかなりの長期にわたり、人々の記憶に留まるような共同耕作は、おおよそ世帯内の労働力供給周期に何らかの乱れが生じたことを主因として形成されたとみてよかろう。

このような労働力供給の乱れのほとんどは、世帯分けする子供夫婦に代わって、新たな若年労働力が供給されないことによって発生している。しかし農外就業機会が限られていた時代に、親の世帯に新たに加わる労働力が農外に流出したり、あるいは「やくざ者」で農業労働を忌避するといったことは、例外的なできごとと見た方がよかろう。また当時は、代わりに結婚・同居するキョウダイが現れるまでは、親との同居を続けるべきとする規範があった。一方、子供の世帯で労働力不足が起きた例は、聞き取りでは 1 例のみであったが、これは世帯分けした娘の病気という非常事態に対応したものであった。このように、現在の 60 歳以上の村人のキョウダイ達が経験した共同耕作は、個々の世帯の家族構成や労働力の質、あるいは子の早世などのアクシデントといった個別的事情によるものであった。世帯分けした娘の大半が、共同耕作を経験せず、即農地の利用権を与えられていたのは、むしろ当然といえよう。

かつての共同耕作が、現在のそれと同様に子供世帯から親世帯への労働力供給を主たる目的としているとしても、当時の農家が有した環境は、現在とは大きく異なっていた。トン村の場合、先占 (chap chong) の余地は 1950 年代まで残っており、60 歳以上の村民からの聞き取りでは、70 歳以上、あるいは 60 歳代後半の村民の中に、林地の先占を経験した人がある。60 歳代以下の世代の多くは、もはや先占可能地を持たなかったが、当時の地価は粃換算で見た場合、現在よりもかなり安かったので、購入によって調達することも容易であった。例えば 1989 年時 60 歳の Phaeng (女, No. 81) は、結婚後 3 年間親と同居したが、世帯分けするとまもなく親が農地を売却してしまったため、自分で農地を調達しなくてはならなかった。そこで 1,200 バーツで、水田 (一部はまだ林地であった) 17 ライを購入した。当時の粃価格は 1 キロ当たり 0.7 バーツ程度であったから、1 ライの土地価格と粃 100 キロの価額がほぼ等しかったことになる。ところが 1989 年時の水田価格は 1 ライ当たり天水田でも 3 万バーツほどであり、粃の時価キロ 3.4 バーツで換算すると、約 8,800 キロの粃に相当した。このように、現在と比較したと

き、土地へのアクセスははるかに容易であった。また更に古い時代には、土地に余裕のある地域への移住によって、トン村内での土地不足から逃れることも可能であったと思われる。¹⁴⁾

このような土地条件のもとでは、親が子供世帯の労働力を引き出すために、親の所有地へのアクセスを強制力に使う条件に乏しい。そのことは逆に、当時の共同耕作が親子間の精神的紐帯に多く依拠して協同組織を形成していたことを想像させる。1960年代の屋敷地共住集団を調査した水野が、調査村の社会組織を成り立たせる原理を、「個人的な繋がりに内在する情緒的な連帯を基礎として協力と援助を交換」[水野 1981:209]するものと結論づけたが、トン村においても同様の状況があったと思われる。

IV お わ り に

本稿では、東北や北タイにおいて存在が指摘されてきた近親世帯間の共同耕作について、それがどのような理由から形成されるのかを、検討してきた。そこで明らかになったことは、共同耕作が家族周期の中で慣行的に発生するのではなく、むしろ個々の農家の持つ経済的条件への合理的対応として形成されるということである。それゆえに、共同耕作という形の協同を必要とする世帯もあれば、経営受委託の形を初めからとるものもあった。ではなぜ、家族周期の特定の段階（子供の世帯分け直後）に、共同耕作という形の協同が高い頻度で見られるのだろうか。

東北タイの家族周期においては、結婚・同居している子供夫婦の世帯分けの際に、親の世帯から労働力供給主体の放出がおこる。とりわけ青年男子労働力は他の世帯員や雇用で代替しにくい労働力であるから、世帯分けに際して代わりとなる家族労働力が供給されない場合、親の経営は生産力を急激に減じることになる。したがって、子供の世帯分け時に共同耕作が形成されやすいのは、むしろ親の世帯の事情なのである。¹⁵⁾

しかし本稿でみたように、現在60歳以上の村人やそのキョウダイが自己の世帯を形成した頃には、青年労働力が農外に流出する機会は今と比べて少なく、また別の同居子が現れるまで

14) トン村について、人々の移住の歴史を量的に把握するデータを筆者は有していないが、トン村と同じコンケン県内のドンデー村 [武邑 1990: 208-257]、ドンボン村 [Lefferts 1974: 113-198]の事例が参考になる。

15) 「はじめに」で述べたように、これまでの研究では、子供世帯の経済的自立の援助が、この家族周期段階で共同耕作がおきる理由とされてきた。確かに、世帯分け後間もなくの子供世帯は、労働力が増加せず、消費者のみ増加するから、鈴木栄太郎の言う「家族一人当たり生産力」が低い段階にあたる [鈴木 1968: 283-286]。逆に親の世帯は、青年男子労働力の供給が続いて確保できれば、「家族一人当たり生産力」の高い段階を続けることができる。したがって家族周期の中で生産力の高い親世帯が、生産力の低い子供世帯を援助する、と理解されても不思議ではない。しかし、本稿で示したように、実際には子供の多くは、労働力供給を極端に低下させるような非常事態が生じない限り、自己の労働力で経営管理をおこなってきた。

同居を続けるという規範が比較的良く守られていたから、親の世帯での労働力供給の断絶が実際におきる機会は、はるかに少なかったと見るべきであろう。

このような社会経済的条件は、過去 30 年余りの経済発展の過程で、大きく変容した。まず工業化の進展で農外就業機会が増加した。特に青年層には、バンコクなど都市部での就業機会が大きく開かれている。その結果、農家の中には青年男子農業労働力を継続的に確保できないものが現れた。

一方、トン村では人口増加により、すでに土地の希少性が高まっており、更に経済成長の影響が地方へも波及したことで、土地の資産的価値は近年とみに上昇している。農外就業機会は増加したといっても、農業所得なしで安定的、長期的に農家経済を再生産できる状況にはなかったから、農地の生産的利用に対する需要は高い。このような状況変化によって、土地の分割をめぐって対立が起きるケースすら現れた。

このように、経済成長にともなって、農家の労働力や土地といった生産要素に対しても、市場経済が浸透してきたのだが、本稿で示したように、それは共同耕作という近親間の協同を破壊するどころか、むしろ形成を促進する条件を作り出している。

また、形の上では同じ共同耕作であっても、そこに参加する近親の意識には変化が見られる。個別世帯が何らかの経営経済的問題に直面したときに、共同耕作という形をとって協同組織を作るのは、近親世帯の経済的再生産を全体として確保すべきという規範が、存在しているからであろう。このような規範は現在においても観察することができる。実際、早魃に見舞われた近親世帯を援助するために共同耕作を形成したケースのように、個別世帯として経済的損失となるにもかかわらず共同耕作をおこなうものが存在していた。

しかし、新たな社会経済的条件のもとでは、共同耕作の多くが、個別世帯としての私経済的利益増大を直接的動機として形成されている。すなわち親の世帯は、個別世帯としての労働力確保、子供の世帯は土地へのアクセスの確保、という私経済的目標のために共同耕作という対応をとっていた。その結果、協同組織を形成するためには、近親間の精神的紐帯にのみ依拠することができず、土地（ないし土地用益）という物的誘因を用いなければならなくなっている。

以上のように、トン村における経済環境の変化は、むしろ共同耕作の形成条件を作り出す方向で作用していたが、一方で人々を結びつけている要素には、利己的な側面が強まってきている。それは村人の意識のなかにある親族間協同の意欲が崩れていく変化である。現在のトン村における共同耕作は、このような二つの相反する作用をもたらす諸条件のもとで、成立しているのである。¹⁶⁾

16) このことは、条件変化によっては現在ある共同耕作も別の形の協同に転化したり、協同ですらなくなる可能性があることを意味する。例えばアナンは、北タイ、チェンマイ盆地の調査村において、農地の希少化が進むにつれて、まず親族間での共同耕作がおり、次に親族間の刈分小作へ

引用文献

- Anan Ganjanapan. 1984. *The Partial Commercialization of Rice Production in Northern Thailand (1900-1981)*. Ph. D. Dissertation, Cornell University.
- Kaufman, Howard K. 1977. *Bangkhuad: A Community Study in Thailand*. Tokyo: Charles E. Tuttle Co. Inc.
- 北原 淳. 1985. 「タイにおける『屋敷地共住集団』と村落の社会史」『アジア経済』26 (11).
- 口羽益生; 前田成文. 1980. 「屋敷地共住集団と家族圏」『東南アジア研究』18 (2).
- 口羽益生; 武邑尚彦. 1985. 「東北タイ・ドンデーン村: 親族関係と近親による生産・消費の共同について」『東南アジア研究』23 (3).
- Lefferts, Horace L. 1974. *Baan Dong Phong: Land Tenure and Social Organization in a Northeastern Thai Village*. Ph. D. Dissertation, University of Colorado.
- 宮崎 猛. 1984. 「東北タイ農村における農地賃貸借と農業共同経営に関する経済分析——コンケン県ドンデーン集落を事例にして——」『アジア経済』25 (11).
- . 1987. 「東北タイ農村における共同経営と土地所有——田坂敏雄氏の批判に答えて——」『アジア経済』28 (1).
- 水野浩一. 1981. 『タイ農村の社会組織』創文社.
- 重富真一. 1995. 「東北タイ農村における就業構造の展開——一農村からみたタイ戦後経済史——」『東南アジア農村の就業構造』水野広祐 (編). アジア経済研究所.
- 鈴木栄太郎. 1968. 『鈴木栄太郎著作集 I: 日本農村社会学原理 (上)』未来社.
- 武邑尚彦. 1989. 「タイの農村社会——東北タイの稲作農村を中心として——」『東南アジアの社会学——家族・農村・都市——』北原 淳 (編). 世界思想社.
- . 1990. 「開拓移住による村の形成とその変容」「家族と親族」「ドンデーン村の伝統構造とその変容」口羽益生 (編). 創文社.
- 竹内隆夫. 1985. 「タイ家族の構造」『社会学雑誌』2.
- 田坂敏雄. 1986. 「タイにおける農地賃貸借の類型と性格——宮崎猛氏の所説に関連して——」『アジア経済』27 (2).
- Thailand, National Statistical Office 1989. *1988 Intercensal Survey of Agriculture*. Bangkok.
- 坪内良博; 前田成文. 1977. 『核家族再考』弘文堂.

↘と変化していったと述べている [Anan 1984: 60-63, 127, 200]。東北タイでも集約的な農地利用が求められる条件ができれば、共同耕作とは違った親子間の協同的な利益分配形態が生まれるかもしれない。また中部タイで共同耕作は一般的ではないと言われるが [北原 1985: 8]、これまでの農村調査の中には、共同耕作の存在を示唆するものがある。例えば Bangkhuad 村では、かつて農地が豊かにあった時代には、子供夫婦は親と同居しつつ自分の農地を開墾したが、先占可能地がなくなると、親と同居し共同作業する時期が長くなった。そして親の家が小さい場合には、親の屋敷地に小さな家を建てて、共同作業したという [Kaufman 1977: 29]。このことは、土地・人口比率の変化の中で、中部タイにおいても共同耕作が発生し、後に消滅した可能性を示唆するのではなかろうか。

重富：東北タイにおける共同耕作の形成原理

付表 トン村の共同耕作事例に関する基礎データ（1989年3月時点の共同耕作事例）

表の見方：1 段目：親ないし共同耕作地を所有している世帯のデータ。
2 段目：子供ないし共同耕作地を所有していない世帯のデータ。
3 段目：共同耕作をする理由（記述なきものは本文参照）。

記号の意味：

[続 き 柄] 1) H: 親世帯の夫, W: Hの妻, S: 息子, SW: 息子の妻, D: 娘, DH: 娘の夫, GS: 孫 (男子), GD: 孫 (女子), GDH: GDの夫, GSW: GSの妻, GGS: 曾孫 (男子), GGD: 曾孫 (女子), WY: Wのキョウダイ, WYH: WYの夫, WYS: WYの息子, WM: Wの母, SWM: SWの母 (続き柄は, 1 段目の世帯の夫婦を基準として示した)

2) アルファベットの右上の数字は年齢。括弧に入っている場合は, 農外就業者を表す。

[経営面積] 1) R: 天水田, K: 灌漑田の表作, D: 灌漑田の裏作, U: 畑地。

2) アルファベットの次の数字は, 経営面積 (ライ)。

3) 末尾の*は, その土地が共同耕作されていることを示す。

[そ の 他] “?”はデータ不明。

事例番号	世帯番号	家族構成員の続き柄と年齢, 就業状況	部門別経営面積 (菜園, 養魚池を除く)
A-1	10	H ⁶⁷ W ⁶⁷ GS ²³	R 6*, K 3*, D 3*, U 15
	119/1 256	DH ⁴² D ⁴¹ GD ¹⁸ GD ¹¹ GD ⁴ S ³⁷ SW ³⁷ GS ¹⁵ GS ⁷	R 6*, K 3*, D 3* R 6*, R 5, K 3*, D 3*
A-2	132	H ⁵⁰ W ⁵³ WM ⁸⁶ D ¹⁹ D ¹⁶	R 21*, K 10*, U 14*, D 10*
	261	DH ³³ D ²³ GD ¹	R 21*, K 10*, U 14*, D 10*
A-3	116	H ⁵² W ⁵⁰ S ²⁵ D ²³ S ²¹ S ¹⁹ D ¹⁷	K 36*, D 30
	252	S ²⁹ SW ²⁸ GS ⁸ GS ⁷	K 36*, D 6
A-4	160	H ⁶⁴ W ⁶¹ S ³⁰ (S ²⁴) D ²³	K 13*, U 24*, D 13*
	264	DH ³¹ D ³⁰ GS [?] GS [?]	K 13*, U 24*, D 13*
A-5	86	H ⁶⁸ W ⁵⁹ (D ²⁴) S ²⁰	R 10*, K 4, K 11*, D 11*
	266	DH ³⁴ D ³⁴ S ³	R 10*, K 11*, D 11*
A-6	25	H ⁶⁶ S ²⁶ SW ²³ GS ¹³	R 27*, K 3, U 4
	224 25/1	DH ⁴¹ D ³⁸ GS ¹⁷ GS ¹⁵ S ³⁴ SW ³³ GS ⁹ GD ¹	R 27*, K 5, U 10 R 27*, U 12
A-7	155	H ⁶⁸ W ⁵⁶ (D ³⁰) (S ²⁵) (S ²²) GS ⁹ GS ³	R 15*, K 10*, U 45*, D 10*
	265/1	DH ²⁸ D ²⁵ GS ⁹ GD ⁷	R 15*, U 45*
	250	DH ³⁷ D ³⁵ GD ¹¹ GS ⁸	R 15*, K 10*, U 6, D 10*
未婚の息子はそれぞれ海外, バンコクに出稼ぎ。娘のうち, 2人は夫の親と同居。そのため親の世帯に若年男子労働力なし。また No. 250の世帯は商業に従事するため労働力不足。そこで3年前に世帯分けした No. 265/1も加えて共同耕作をおこなう。			
A-8	72/1	H ⁶⁰ W ⁶¹ (D ²⁶) (D ¹⁷)	K 18*, D 18*
	439	DH ³⁴ D ²⁸ GD ⁷ GS ⁵	K 18*, D 18*
末娘はバンコクへ出稼ぎ, その上の娘はコンケン市で教師をする。そのため No. 439の世帯分けで親の世帯に労働力不足がおきた。			
A-9	140	W ⁷⁶ (S ²⁸) GD ¹⁹	K 10*, D 10*
	219	DH ⁴⁷ D ⁴⁵ GS ²¹ GD ¹⁹ (GD ¹⁵)	R 10, K 10*, D 10*
No. 219は親が死ぬまで同居するものと期待されていたが, 小店舗を経営するため通り沿いに家を建てて世帯を分けてしまった。No. 140の息子は近在の工場勤務のため農業せず。No. 219は娘を親と同居させ, 身の周りの世話をさせている。この孫娘は調査後まもなく結婚したが, その夫も工場勤務のため農業労働力として期待できない。			
A-10	48/1	H ⁵⁴ W ⁵⁴ D ²⁶ D ²³ D ²² D ¹⁸	K 6*, D 6*
	231	DH ³⁵ D ³⁰ GS ¹¹ GS ⁸ GD ⁶	K 6*, D 6*
親の家に同居しているのは娘しかおらず, 労働力不足。			

事例番号	世帯番号	家族構成員の続き柄と年齢, 就業状況	部門別経営面積 (菜園, 養魚池を除く)
A-11	他村	?	?
	55/6	S ³⁸ SW ³⁴ GS ¹³ GD ¹¹ GS ⁷	R 31 *, K 2
親の家の子どもはみな他出してしまい, 労働力不足。			
A-12	111	H ⁸⁴ W ⁷⁸	K 10 *, D 10 *
	152	S ³⁷ SW ³⁰ GS ¹⁵ GS ¹³ GS ¹¹ GD ³	K 10 *, D 10 *, K 4, U 25
子供が親と同居したがない。			
A-13	102	H ⁷⁹ W ⁷⁷ D ⁵⁴ D ⁴¹ GS ¹⁸ (GD ¹⁵)	R 39 *, U 27
	161	DH ⁶¹ D ⁶⁰ GD ²³	R 39 *, U 10
親と同居していた娘の夫死亡で, 親の家に労働力不足がおきた。そこで農地の相続を済ませた No. 161 との共同耕作を開始した。天水田 39 ライ中, 15 ライは No. 161 の所有地。			
A-14	121	H ⁷⁰ W ⁶⁵ D ³⁸ GD ¹⁴ GS ⁸ GS ²	K 18 *, D 14, R 16
	315	S ²⁴ SW ²³ GD ² GD ¹	K 18 *, D 4
親と同居していた娘の夫死亡のため, 親の世帯に労働力不足発生。			
A-15	150	H ⁵⁵ W ⁵⁶ D ²⁸ D ²⁶ S ²² S ¹⁵	R 26 *, K 3 *, D 3 *
	243	DH ³⁸ GD ¹²	R 26 *, K 3 *, D 3 *
次女, 三女ともに結婚後数年で離婚。22歳の息子は農業をあまりやらない。そのため親の世帯で労働力不足がおきた。No. 243の娘は死亡したが, その夫が親の家と共同耕作を続ける。			
A-16	81	H ⁶⁵ W ⁶⁰ DH ²⁹ D ²⁴ S ¹⁸ GD ¹	R 12 *, U 5
	266	DH ³⁴ D ³³	R 12 *, K 2, U 5
親と同居している娘が子供の養育のため労働力とらなかった。			
B-1	74/2	H ⁵² W ⁴⁹ DH ²³ S ²² D ²⁰ S ¹⁸ S ¹⁵ GS ³	R 11 *, R 15, K 4 *, D 4 *
	145	(DH ²⁷) D ²⁸ GS ⁵	R 11 *, K 4 *, D 4 *
世帯分けした娘の夫はコンケン市で勤務。そのため娘の世帯で男子農業労働力が不足している。			
B-2	135	H ⁵¹ W ⁴⁸ DH ³⁰ D ²⁷ (S ¹⁹) GD ³	R 17 *, K 20 *, D 14, U 19 *
	253	DH ³³ D ²⁵ GS ⁵ GS ³	R 17 *, K 20 *, D 6, U 19 *
No. 253の夫はごく最近まで他県に出稼ぎに出ているため, この世帯が労働力不足であった。			
B-3	3	W ⁷³ DH ³² D ³⁰ GS ⁷ GS ²	R 9 *, U 3
	3/2	DH ⁵² D ⁴⁴ GD ²⁰	R 9 *, U 3
長女の世帯は小売店を営むため農業労働力が不足している。			
C-1	52	H ⁶⁵ W ⁶⁴ D ²² DH ²⁸ (S ²⁵) GS ⁶	R 21 *, U 15
	75	DH ⁴⁴ D ⁴¹ (GD ¹⁹) (GS ¹⁷) GS ¹⁴	R 21 *, K 3, U 3
	234	DH ⁴⁵ D ³⁴ (S ¹⁵) S ¹⁰	R 21 *, K 12, U 3
C-2	137	W ⁹⁴ D ⁶⁰ S ⁵⁰ GGD ⁸	R 24 *
	139	S ⁴⁷ SW ⁴² SWM ⁷⁶ (GD ²²) GS ¹⁸ GD ¹⁵	R 24 *, K 7, U 5
	196	S ⁴³ SW ⁴⁶ (GD ²⁴) GS ²² GS ¹⁷	R 24 *, K 5
	314	GDH ³³ GD ²⁷ GGD ³ GGS ²	R 24 *, K 4
71/1	D ⁵³ GS ²⁸ GSW ³² (GS ²²) GGS ¹⁰ GGD ⁴	R 24 *, K 5	
C-3	91	W ⁷⁸ S ⁵⁵ D ³⁴	R 40 *
	91/1	S ⁴⁶ SW ⁴⁶ DH ²⁹ D ²² S ¹⁹	R 40 *
	305	GS ²⁷ GSW ²⁴ GGD ⁶ GGS ²	R 40 *, D 2
C-4	77	H ⁵² W ⁵⁰ WM ⁸⁰ D ²⁰ D ¹⁴ D ¹²	R 14 *, K 2, U 4
	327	DH ³⁶ D ³⁰ GD ¹¹ GS ⁷ GS ³	R 14 *, K 3

重富：東北タイにおける共同耕作の形成原理

事例番号	世帯番号	家族構成員の続き柄と年齢, 就業状況	部門別経営面積 (菜園, 養魚池を除く)
D-1	143/1	H ⁶² W ⁵⁹ D ²² DH ²⁵ D ²²	R 6, K 5*, D 5*
	76/3	DH ²⁹ D ²⁴ GS ⁹ GS ³	K 5*, D 5*
E-1	71/2	H ⁴⁹ W ⁴⁵ D ²⁴ D ²⁰ D ¹⁷	K 9*, D 3.5, U 3
	83/3	DH ³⁰ D ²⁵ GS ⁹ GS ⁵	K 9*, D 1.5
昨年, 5 ライの灌漑田を親が購入。その支払いを済ませるため共同耕作。			
E-2	192	H ⁵⁰ W ⁴⁹ DH ²⁸ D ²¹ D ¹⁷	K 11*, D 11*, K 8
	265	DH ³⁰ D ²⁵ GD ⁵	K 11*, D 11*
親が3年前に6ライの水田を購入。その支払いを済ませるため共同耕作。			
F-1	104/1	H ³⁷ W ³³ S ¹⁶ D ¹²	R 6, K 26*, D 11
	267	(WYH ³³) WY ³⁰ WYS ³	R 6, K 26*, D 2
No. 267 には天水田しかなく, 旱魃の被害が大きい。そのため姉 (No. 104/1) が所有地を妹との共同耕作にすることで, 妹の家計補助にしている。なお, 妹の夫は海外出稼ぎのため労働力の点でも不足あり。			
F-2	51	H ⁶⁹ W ⁶² DH ²⁹ D ²⁶ D ²² GS ¹	K 18*, D 12, U 24
	324	DH ⁴² D ³⁸ GD ¹² GD ⁷	R 9*, K 18*, D 3, U 5
	73/1	DH ³⁷ D ³⁶ (GD ¹⁷) GS ¹⁶ GS ¹⁴	R 9*, K 18*, D 3, U 3
F-3	65	W ⁵⁵ S ²⁵ D ²² (S ¹⁷)	R 17, R 5*
	304	DH ³⁷ D ³² GS ⁹ GS ⁷ GS ¹	R 5*, U 16
一度, 農地の分与をしたが, 旱魃で作付可能面積が減少したため, 共同耕作にしている。			
F-4	20	H ⁷⁷ W ⁷⁴ D ⁴⁰ DH ³² (GS ¹⁵) GS ¹⁰ GS ⁵	R 40*, U 7
	428	DH ³² D ³⁰ GS ⁸ GS ⁷ GD ³	R 40*
6年前に分与したが, 旱魃で作付可能面積が少なくなり, 共同耕作を始めた。			
G-1	23	W ⁶³ (D ²⁵) D ²⁵ DH ⁷ GD ¹³	K 6*, D 6*
	321	DH ²⁸ D ²⁶ GD ⁵ GD ²	K 6*, D 6*
昨年世帯分けしたばかり。まもなく土地を分ける予定。			
G-2	162	H ⁶⁴ W ⁵⁷ D ²⁷ DH ²⁶ S ²¹ D ¹⁸ S ¹⁶ GD ¹⁴	R 31*, U 10
	401	DH ²⁷ D ²⁴ GS ³	R 31*, R 4
昨年世帯分けしたばかり。まもなく土地を分ける予定。			
G-3	148	H ⁵⁴ W ⁵¹ S ²⁷ DH ²⁶ D ²⁵ S ¹⁷	R 24*, K 6*, D 3, U 10*
	414	DH ²⁸ D ²⁵ GS ²	R 24*, K 6*, D 3, U 10*
昨年末に世帯分けしたばかり。まもなく土地を分ける予定。			
G-4	76	H ⁶⁰ W ⁶¹ S ²⁴ D ²⁰ S ¹⁷	K 16*
	76/2	DH ³⁶ D ³⁵ GD ¹²	K 16*, D 3, U 6
娘は最近再婚して世帯分けしたばかり。まもなく土地を分ける予定。			
G-5	95	H ⁵¹ W ⁴⁷ WM ¹⁰⁰ S ²³ D ²³ D ¹⁷ GS ⁰	K 16*, K 3, D 16*
	257	DH ²⁹ D ²⁵ GS ⁶ GS ⁴	K 16*, K 6, U 9, D 16*
昨年世帯分けしたばかり。親によれば「まだ若いので共同耕作にしている」。			
H-1	144	H ⁶⁶ W ⁶³ S ³⁰ SW ³⁰ (D ³¹) GS ⁵	K 8*, D 8, U 14
	42	DH ⁴⁰ D ³⁹ GS ¹⁴ GD ¹¹	K 8*
理由不明。			

出所) 筆者調査。

注) 世帯番号 300 番以上は, 筆者が付したものの。